

第2回飼い犬の登録と狂犬病予防注射のお知らせ

令和4年度第2回目の飼い犬の登録と狂犬病予防注射を下記のとおり実施しますので、生後91日以上で今年度の狂犬病予防注射を受けていない犬を飼っている方は、最寄りの会場へお出かけください。

飼い犬を登録済みの方には自宅にハガキを配布いたしますので、会場へ持参くださるようお願いいたします。

期日	会場	所在地	時間
10月14日 (金)	西地区スポーツ広場	高山村大字尻高2577番地1	9:00～9:50
	高山村役場	高山村大字中山2856番地1	10:00～10:50
	東地区スポーツ広場 西側駐車場	高山村大字中山371番地1	11:00～11:50

☆手数料	・注射のみ（登録済みの犬）	注射料	3,500円
	・登録と注射（登録の済んでいない犬）	登録・注射料	6,500円

☆飼い犬が亡くなった場合、役場住民課までご報告をお願いいたします。

☆動物病院等で既に狂犬病予防注射を受けた方にも通知書が届く場合がありますが、ご容赦ください。

後期高齢者医療人間ドック受診費補助制度について

本村では、人間ドックを受診された方に対し、下記のとおり受診費の補助を実施しています。

<補助制度の概要>

- 対象者 群馬県後期高齢者医療被保険者で、本村に住所を有し、保険料を完納している者
- 補助対象 人間ドック
- 補助額 1人 20,000円を限度とする(1人 年度1回のみ補助)
- 申請方法 住民課窓口で領収書・口座番号がわかるもの及び人間ドック健診結果を持参してください。
- 申請期間 令和5年1月末まで
令和5年2～3月受診予定の方は、令和5年1月末日までに事前申請を必ずお願いします。
受診されましたら申請方法をご参考の上、再度ご来庁ください。
申請期限を過ぎますと、補助対象となりませんので、ご注意ください。
- 受診方法 受診を希望する方は、直接医療機関に予約をして受診してください。
- 医療機関 人間ドック受託可能な医療機関
- その他 なお、村が実施しているご長寿健診(集団健診・個別健診)を受けた方と脳検査項目のみの脳ドックは、人間ドック受診費補助対象にはなりません。

《お問い合わせ先》 高山村役場 住民課 ☎0279-63-2111

全国地域安全運動実施・特殊詐欺電話対策装置の貸し出しについて

10月11日(火)～20日(木)までの間「全国地域安全運動」が実施されます。家族と社会の絆で安心安全な地域を目指しましょう！

高山村及び吾妻警察署では、特殊詐欺被害防止を目的とした対策装置の貸し出しを行っています。

特殊詐欺電話対策装置とは…

振込詐欺などの被害防止のため、かかってきた電話の相手先に対し、詐欺防止のアナウンス、通話の録音を行います。

家の固定電話に当装置を接続するものとなり、接続は役場職員等が行います。

●対象者

高山村に住民登録をしている65歳以上の方

●貸出台数

1世帯あたり1台

●貸出期間

1年間(延長可能)

●注意事項

以下の項目については対象者の方が負担となります。

- ・電気料
- ・通信料
- ・ナンバーディスプレイを必要とする機能を使用

用する場合は、ナンバーディスプレイへの加入料

●貸し出しの際ご協力いただきたいこと

- ・悪徳商法等の被害を防止するため、村や警察が録音データの提出を求めた場合は、データの提供にご協力ください。
- ・装置が故障した場合は、直ちにご連絡ください。

●申請方法

高山村役場又は吾妻警察署にご連絡ください。

《お問い合わせ先》

- 高山村役場 総務課 防犯担当 ☎0279-63-2111(内線14)
- 吾妻警察署 生活安全課 ☎0279-68-0110

令和4年度 買い物支援事業のご案内

高山村社会福祉協議会では、日常的な買い物に困難を抱えている方、または地域交流を兼ねながら参加してみたい方を対象に買い物支援事業を計画いたしました。ぜひご利用くださいますよう、お知らせいたします。

- 期日・方面 (第6回) 令和4年10月5日(水) 中之条町
(第7回) 令和4年10月19日(水) 高山村内(すーぱーこいけ)
(第8回) 令和4年11月2日(水) 中之条町
(第9回) 令和4年11月16日(水) 高山村内(すーぱーこいけ)
(第10回) 令和4年12月7日(水) みなかみ町
(第11回) 令和4年12月21日(水) 高山村内(すーぱーこいけ)

●買い物時間

午後2時～3時頃まで

●送迎

送迎につきましては、ご自宅付近を予定しております。詳細は、ご参加される方に改めてご連絡いたします。

●参加対象者

- ①日常の買い物で不自由をしている方
- ②一人で車の乗降ができる方
- ③地域福祉事業に参加してみたい方

●申し込み

実施日の1週間前までに高山村社会福祉協議会(☎0279-63-2075)までご連絡をお願いいたします。

●その他

- ①参加希望者が多い場合には、事務局にて調整させていただく場合がございます。
- ②乗車の際に、検温の実施・マスクの着用が必要となります。
- ③状況により、延期や中止となる場合がございますが、ご了承ください。
- ④エコバッグをお持ちの方はご持参ください。



この事業は、赤い羽根共同募金の助成を受けて実施する予定です。

令和4年度赤い羽根共同募金について

「じぶんの町を良くするしくみ」をメインテーマに、今年も10月1日から12月31日まで全国一斉に募金運動が実施されます。

今日の少子高齢社会の中、NPO法人やボランティア団体等の、民間社会福祉活動が活発になってきています。このような状況の中で、共同募金運動は、「福祉コミュニティ」の活動を財政面から支援し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域福祉の充実と発展を担っています。

つきましては、経済状況が大変厳しい昨今ではありますが、本運動の趣旨をご理解の上募金にご協力頂きますようよろしくお願いいたします。
高山村社会福祉協議会

高山村保育所及び学童保育希望者募集について

保育所入所児募集

令和5年度、保育所入所希望者を募集します。

希望される方は、「保育所入所申込書」(現在保育所を利用中の方は「現況届」)やその他の必要書類に必要事項を記入の上、高山村保育所に提出してください。なお、申込用紙は高山村保育所に用意してあります。

- **申込受付期間** 令和4年10月31日(月)～11月4日(金)《祝日3日(木)を除く》
- **受付場所** 高山村保育所
- **入所対象者** 生後8カ月～2歳児
- **保育時間** 午前8時から午後6時まで
早朝・午前7時30分から、延長・午後6時30分まで…延長保育は別途申請が必要です。
- **保育料** 無料
- **送迎** 保護者
- **開所日** 月曜日～土曜日(但し、都合により休所日にする場合があります。)
- **休所日** 日曜日、祝日、12月29日～1月3日
- **入所説明会** 新規で申込書を提出していただいた方には、後日説明会のご案内をいたします。
- **入所期間** 令和5年4月1日～令和6年3月31日

※入所児が多数の場合は、途中入所の受け入れができません。産休・育休復帰で入所を希望する方は、申込書を提出してください。

学童保育希望者募集

令和5年度学童保育利用者を募集します。

希望される方は、「高山村学童保育利用申込書」に必要事項を記入の上、高山村保育所に提出してください。なお、申込用紙は高山村保育所に用意してあります。

- **申込受付期間** 令和4年10月31日(月)～11月4日(金)《祝日3日(木)を除く》
- **受付場所** 高山村保育所
- **対象者** 高山小学校1年生～6年生
- **学童保育時間** 小学校下校時から午後6時まで
※学校の休業日は、午前7時30分から午後6時まで(弁当を持参)
※午後3時のおやつは、児童館にて用意します。(おやつ代は月額500円、保護者負担)
- **送迎** 保護者
- **開館日** 月曜日～土曜日(但し、保育所の休所日は児童館も休みです。)
- **休館日** 日曜日、祝日、12月29日～1月3日
- **利用説明会** 新規で申込書を提出していただいた方には、後日説明会のご案内をいたします。
- **利用期間** 令和5年4月1日～令和6年3月31日(毎年、更新します。)

※申し込み受付期間以外の申し込みは、児童館または保育所にお訪ねください。

《お問い合わせ先》 高山村保育所 ☎0279-63-2812

高山農業振興地域整備計画変更(除外)申出について

農業振興地域の整備に関する法律(農振法)は、農業の振興を図るべき地域を明らかにし、土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、昭和44年に制定され、以来、本法に基づき高山村においても高山農業振興地域整備計画の策定を行い、農業の健全な発展を図るための条件を備えた農業地域の保全・形成及び農業の近代化のための各種の施策の計画的な推進を図ってきました。

しかしながら、近年、当村の農業及び農村をめぐる情勢は、農地面積の減少や耕作放棄地の増大、農業従事者の減少等が急速に進行しており、このような情勢の下で、農業生産にとって最も基礎的な資源である農用地を良好な状態で確保するとともに、土地の農業上の利用を確保しながら農業振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る必要があることから、平成23年度に村内全域の農用地区域について検証を行い、大幅な見直しを行いました。

これにより新たに定められた農用地区域は、集団的に存在する農地、農業公共投資の対象となった農地及び生産力の高い農地であり、今後10年以上に渡って保全し、農業の近代化のための各種施策を展開していく重要な区域であることから、農振法の規定による5年毎に実施する基礎調査の結果に基づく農用地区域の変更以外の変更は行わないものとしてきましたが、これによらない農用地区域からの除外(農振除外)及び農地転用を一切認めないとするのは、村経済の発展や農業・農村の維持発展上からみて相当でない場合も考えられます。

このため、農用地が地域農業の振興に資する施設等に供されると見込まれる場合には、例外的に村民等による農用地区域からの除外に関する求め(除外申出)に応じるものとするため以下のとおり、申出の受付を行うことになりました。

●除外申出の対象となる農用地

- 1)住宅(共同住宅及び建売住宅を含む。)で集落に接続して設置されるもの。
- 2)申出地周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設【店舗・倉庫等】で集落に接続して設置されるもの。ただし、太陽光発電施設は除く。

●申出人

除外申出をすることのできる者(申出人)は、申出地の所有者のみです。委任状があれば、代理人申請が出来ます。申出地が共有名義の場合は、全員の同意が必要になります。

●除外申出ができる期間

除外申出は毎年2月から3月の間。ただし、令和4年は10月3日～10月31日の間受付を行います。

●農用地区域からの除外の基準

次の事項の要件を全て満たしている場合に除外の対象となります。

- (1)除外する緊急性及び必要性があること(転用後の建物等の配置図 間取り等の計画がある)
- (2)農用地区域以外に代替すべき土地がないこと(当該土地利用の状況から、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要であるか、又はその規模が過大なものでないこと)
- (3)農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと(他用途の土地が介在することにより、高性能機械による営農や効果的な防除作業等に支障が生ずる場合及び小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、基盤整備や農地の流動化に支障が生ずる場合等)
- (4)農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者(認定農業者等の担い手)に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと
- (5)農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと(土地改良施設、ため池や水路等に土砂、汚濁水などの流入等が予測されるとき等)
- (6)当該変更に係る土地が土地改良事業等の施行に係る区域内の土地に該当する場合にあっては、事業等で工事が完了した年度の翌年から起算して8年以上経過している土地であること
- (7)除外後、農地法による農地転用の許可を受けられると見込まれること

●除外申出書類

申出者は、「高山農業振興地域整備計画変更(除外)申出書(様式第1号)」を高山村役場 農林課に提出してください。添付書類は以下のとおりです。

- (1)変更理由書(様式第2号)
- (2)案内図(位置図)
- (3)土地の利用計画を示す図面(建物等の配置図)
- (4)土地の登記事項証明書(申出書提出日前3カ月以内に発行された全部事項証明書に限る。)
- (5)土地の位置を示す地図(住宅地図等で位置の分かるもの及び公図等)
- (6)委任状(代理人申請の場合)
- (7)確約書(様式第3号)
- (8)同意書(共有名義の場合)

様式は村のホームページに掲載しています。

除外後の農地転用許可申請は、行政書士の専門業務になります。

《お問い合わせ先》 高山村役場 農林課 ☎0279-26-7951(直通)

《高山村ガイドボランティアの会企画》

戦国時代の後北条氏が築いた境目の城と言われる中山城と、地侍・中山氏の居城の中山古城に登ろう!!

- **と き**
令和4年10月22日(土)
- **集 合**
8:45道の駅「中山盆地」北側駐車場
(9:00出発、中山城→中山古城)
- **内 容**
乗り合わせた車で中山城前駐車場まで移動→東地区村民広場へと進み、それぞれ軽登山となります。
- **定 員**
20名
(定員に到達次第、締め切らせていただきます。)
- **そ の 他**
飲み物を持参してください。午前中の終了予定です。
- **申し込み**
高山村役場 地域振興課
☎0279-25-8552
(たかやま未来センターさとのわ内)
8:30~17:15(土日祝日を除く)

肥料価格高騰対策事業のお知らせ

農業経営への影響を緩和するため、化学肥料の使用量を減らす取り組みをしている農業者の方に、肥料価格値上げ分の7割を支援します。

- **対 象** 令和4年6月~10月に注文した秋肥分が対象となります。
 - **対 象 者** 化学肥料の使用量を減らす取り組みを2つ以上行う農家
 - **申請期間** 令和4年10月11日~31日
 - **申請方法** 肥料を買った農協や肥料店などにお問い合わせください
 - **申請までに準備するもの**
 - ① **注文票**
令和4年6月~10月に注文したことを証明でき、肥料名、数量、注文金額が記載されているもの
 - ② **領収書**
まだもらっていない場合は請求書
 - ③ **化学肥料の使用量を減らす取り組みを行う**
- ※最新情報・詳細は群馬県ホームページでご確認ください

《問い合わせ先》

群馬県技術支援課(県協議会事務局)
☎027-226-3036



「無料法律相談」の実施について

群馬弁護士会主催による一斉無料法律相談会を実施いたします。

- 離婚・男女問題・借金・相続問題
 - 交通事故・インターネット・消費者被害
 - 債権回収・労働問題・不動産・建築
- など各種トラブルにお悩みの方に適切な法律的アドバイスをいたします。
無料法律相談会は次のとおり実施されます。

- **日時** 令和4年10月6日(木) 午後1時30分~午後4時30分まで
相談時間1人約30分

- **場所** 高山村役場2階会議室

- **費用** 無料

- **申し込み方法**

相談を希望される方は、事前予約が必要です。予約のない方や当日予約の方の受付はいたしませんので注意してください。
秘密は厳守いたしますので、お気軽にお申し込みください。

- **《問い合わせ先》** 高山村役場 総務課 ☎0279・63・2111(内線12)

「合同相談所」の開設について

皆さんは、毎日の暮らしの中で、何か不満を感じたり、悩んだりしていませんか。

行政相談委員は、皆さんの相談相手として、国の仕事に関する苦情などの相談を受け付け、助言や関係行政機関に対する通知などを行い、苦情の解決や要望の実現を図っています。

- ・ 役所の手続やサービスなどについて、
- ・ 困りごとがあるが、どこに相談してよいかわからない。
- ・ 制度の仕組みがわからない。など苦情や意見・要望を無料で、秘密を厳守してお聴きします。

この度、村では、◎行政相談・◎心配ごと相談・◎人権相談と合同で特設合同行政相談所を開設します。

- **日時** 令和4年10月6日(木) 午後1時~午後4時まで
- **場所** 高山村役場2階会議室

- **《問い合わせ先》** 高山村役場 総務課 ☎0279・63・2111

※ご相談がある方は、お気軽にお出かけください。